

告示第 814 号

令和 6 年 6 月 14 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市消防局広告付提供物の提供者の募集について（告示）

本市消防局で使用する提供物の提供者の募集を鹿児島市消防局広告付提供物の受領に関する要領（平成 30 年 3 月 1 日制定。以下「要領」という。）等に基づき行います。

この募集に参加を希望する者は、下記により申し込んでください。

記

1 広告付提供物及びその提供予定枚数

- (1) 消防局封筒（角 2 判及び長 3 判 各 5, 0 0 0 枚）
- (2) 消防局うちわ（3, 0 0 0 枚）
- (3) 消防局クリアファイル（4, 0 0 0 枚）
- (4) 消防局クリアファイル（1, 0 0 0 枚）（(3)とデザインが異なるもの）
- (5) 消防局ペーパークラフト（2, 0 0 0 枚）

2 提供する期間

1 年間

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がないために本市への納税義務がない場合は、本市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村において市区町村税を完納していること。
- (3) 書類提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 11 年 4 月 16 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 26 年 3 月 27 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

4 応募に必要な書類

鹿児島市提供物申出書（別紙の要領で定める様式あり）

5 受付期間

この告示の日から令和6年6月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
（なお、審査については、受付順に行い、提供者を決定します。）

6 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

7 申出書様式等配布場所、応募場所及び問い合わせ先

〒892-0816

鹿児島市山下町15番1号

鹿児島市消防局総務課庶務係（山下分庁舎1階）

電話 099-222-0280